

上野原市のケアマネジメントに関する基本方針

1. 策定の趣旨

介護支援専門員は介護保険の基本理念に基づき、利用者の自立支援・重度化防止及び生活の質の向上に資することを目的としたケアマネジメントを行う必要があります。ケアマネジメントのあり方を保険者と介護支援専門員で共有することを目的として「上野原市のケアマネジメントに関する基本方針」を次のとおり定めます。

居宅介護（介護予防）支援事業所におかれましては、本基本方針の内容を踏まえ、ケアマネジメントを実施していただきますようお願いいたします。

2. 居宅介護支援に関する基本方針について

本市では、「上野原市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例」の第3条及び第4条に基づき、居宅介護支援に関する基本方針を以下のとおり定めました。

居宅介護支援に関する基本方針

- ・居宅介護ケアマネジメントは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ・居宅介護ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・居宅介護ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
- ・居宅介護ケアマネジメント事業の運営にあたっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。
- ・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- ・居宅介護ケアマネジメントの提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。
- ・その他、居宅介護支援の基本取扱方針及び居宅介護支援の具体的取扱方針は、「上野原市指定居宅介護支援等の事業に関する基準等を定める条例」第4条を踏まえて行われなければならない。（関係資料1参照）

3. 介護予防支援に関する基本方針について

本市では、「上野原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の第2条及び第3条に基づき、介護予防支援に関する基本方針を以下のとおり定めました。

介護予防支援に関する基本方針

- ・介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ・介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ・介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われなければならない。
- ・介護予防ケアマネジメント事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。
- ・その他、介護予防支援の基本取扱方針及び介護予防支援の具体的取扱方針は、「上野原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」第3条を踏まえて行わなければならない。(関係資料2参照)

[関係資料 1]

○上野原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例 (抜粋)

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第47条第1項第1号に規定する条例で定める基準該当居宅介護支援の事業に係る人員及び運営に関する基準並びに法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、次条から第6条までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「省令」という。)で定める基準の例による。

(記録の保存期間)

第5条 指定居宅介護支援事業者は、会計に関する記録(指定居宅介護支援の提供に係る保険給付の請求に関するものに限る。)及び省令第29条第2項各号に掲げる記録をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第6条 前条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、前条中「省令第29条第2項各号」とあるのは、「省令第30条において準用する省令第29条第2項各号」と読み替えるものとする。

[関係資料 2]

○上野原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(抜粋)

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等に関する基準)

第3条 法第59条第1項第1号に規定する条例で定める基準該当支援の事業に係る人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準並びに法第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める指定介護予防支援の事業に係る人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定介護予防支援等の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。)で定める基準の例による。

(記録の保存期間)

第4条 指定介護予防支援事業者は、会計に関する記録(指定介護予防支援の提供に係る保険給付の請求に関するものに限る。)及び省令第28条第2項(省令第32条において準用する場合を含む。)の規定により整備した記録については、同項の規定にかかわらず、その完結の日から5年間保存しなければならない。